

仕 様 書

前浜港・長山港清掃委託業務について宮古島市長(以下甲)は受注者(以下乙)に委託する。

(委託業務範囲)

- 1 乙は、甲の指定する箇所(別紙:前浜港箇所図、長山港箇所図)の清掃を行い、清掃回数として前浜港は月8回、長山港は月1回とする。
- 2 清掃は港内のゴミや廃棄物の回収、及びその清掃により生じたゴミや廃棄物は、乙の責任により処理を行うこと。
- 3 乙は清掃区域内に自動車、家電製品その他粗大ゴミ、港湾施設の損傷等を発見した際には速やかに港湾管理者(委託者)に報告を行うものとする
- 4 乙は、清掃業務の処理を外に委託、または請け負わせてはならない。ただし、書面による甲の承諾を得たときは、この限りではない。
- 5 委託料は、乙の請求により速やかに支払うものとする。
- 6 乙は、委託料を請求する場合は、別紙様式により清掃業務実施報告書を提出するものとする。
- 7 甲は、乙がこの契約の各条項に違反したと認めるときは、この締結する契約を解除することができる。
- 8 甲及び乙が本契約を実施するために必要な細部事項については、その都度協議のうえ決定する。
- 9 沖縄県からの調査依頼等があれば協力を依頼する。